５	年　保　存
平成36年３月31日満了	

ＦＮｏ．－01010802
崎刑（支援）第103号
崎　広（被）第11号
崎　安（企）第19号
崎交企（企）第54号
崎　公（企）第13号
平成31年３月29日

各　部　長
殿
各　所　属　長

長崎県警察本部長

再被害防止要綱の制定について（通達）

再被害防止については、「再被害防止要綱の制定について（通達）」（平成19年７月31日付け崎務（被）第105号ほか。以下「旧通達」という。）により実施してきたところであるが、この度、所要の見直しを行い、別添のとおり再被害防止要綱を定め、平成31年４月１日から施行することとしたので、その取扱いに誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、平成31年３月31日限りで廃止する。

別　添

再被害防止要綱

第１　目的

本要綱は、犯罪の被害者等（被害者又はその親族をいう。以下同じ。）が加害者（検挙した犯罪の被疑者をいう。以下同じ。）により再び危害を加えられる事態を防止することが、被害者等の基本的な要望であるとともに、被害申告を容易にするなど捜査上も不可欠であることにかんがみ、再被害を受けるおそれの大きい被害者等の保護に関して必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第２　再被害防止対象者

本要綱において、再被害防止対象者とは、犯罪の被害者等で、犯罪の手口、動機及び組織的背景、加害者と被害者等との関係、加害者の言動その他の状況から、加害者から再犯による生命又は身体に関する犯罪被害を受けるおそれが大きく、組織的、継続的な再被害防止措置を講じる必要があるものとして、警察本部長（以下「本部長」という。）が指定する者をいう。ただし、再被害防止対象者が、別に定める保護対策実施要綱の保護対象者に該当するときは、本要綱第５の再被害防止措置の実施に関する規定（加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報に係る部分を除く。）は適用せず、当該保護対策実施要綱に基づく保護対策を実施することとする。

第３　再被害防止対象者の指定及び解除

１　再被害防止対象者の指定

(1) 指定上申

警察署長は、犯罪を検挙し、再被害防止対象者に指定する必要がある被害者等を認めたときは、本部捜査担当課長（警察本部において当該対象事件に係る捜査を担当する課長をいう。以下同じ。）と協議の上、再被害防止対象者の指定・解除に関する上申書（別記様式第１号）により本部捜査担当課長を経由し、本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。また、被害者等からの相談、関係機関からの通報等があった場合には、当該相談等に関係する警察署長又は本部捜査担当課長は、再被害防止対象者の指定の要否について検討し、必要に応じ、本部長に再被害防止対象者の指定を上申するものとする。

(2) 指定

本部長は、指定の上申があった被害者等が、本要綱第２に定める再被害防止対象者に該当すると認めるときは、当該被害者等を再被害防止対象者に指定するものとし、指定した場合には、再被害防止対象者及び加害者の

住居地、勤務地等を勘案した上で、再被害防止対象者の指定について（通知）（別記様式第２号）により、当該本部捜査担当課長を通じて、一の警察署長に通知するものとする。

２　再被害防止対象者の指定の解除

(1) 指定の解除

指定期間は、指定の日から１年間とし、この期間を経過したときは、指定が解除されたものとみなす。

(2) 指定期間の延長の上申

再被害防止対象者の指定の通知を受けた警察署長（以下「再被害防止措置実施警察署長」という。）は、指定期間経過前に指定期間延長の要否について本部捜査担当課長と検討し、その必要があると認めるときは、再被害防止対象者の指定期間延長に関する上申書（別記様式第３号）により、本部捜査担当課長を経由し、延長期間を定めて指定期間の延長を本部長に上申するものとする。

(3) 指定期間内の解除の上申

再被害防止措置実施警察署長は、指定期間内であっても、加害者の動向その他の事由を勘案して指定の必要がなくなったと認めるときは、本部捜査担当課長と協議の上、再被害防止対象者の指定・解除に関する上申書により、本部捜査担当課長を経由し、指定の解除を本部長に上申するものとする。

(4) 本部長の決定

本部長は、再被害防止措置実施警察署長から上記(2)又は(3)の上申がなされたときは、再被害防止対象者の指定期間の延長又は指定期間内の解除の要否を決定し、指定期間の延長については再被害防止対象者の指定期間延長について（通知）（別記様式第４号）により、指定期間内の解除については再被害防止対象者の指定解除について（別記様式第５号）により、当該本部捜査担当課長を通じて、当該再被害防止措置実施警察署長に通知するものとする。

第４　再被害防止措置実施警察署等の指定

１　再被害防止措置実施警察署の指定

本部長は、再被害防止対象者を指定したときは、再被害防止措置実施警察署長が所属する警察署を再被害防止措置実施警察署に指定するものとする。

２　再被害防止担当官の指定

(1) 再被害防止措置実施警察署長は、原則として警部以上の階級にある者から、再被害防止担当官を指定するものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止担当官に異動があったときは、新たに指定を行い、組織的かつ継続的な再被害防止措置の実施に遺漏ないようにするものとする。

第５　再被害防止措置の実施

１　実施体制

再被害防止措置は、次の分担により、相互に緊密な連携を保持し、実施するものとする。

(1) 本部捜査担当課長

本部捜査担当課長は、別に定めるところにより、加害者の釈放等に関する情報を把握するほか、再被害防止措置の実施に必要な関連情報を集約、分析し、再被害防止措置の実施等について、再被害防止措置実施警察署長と連携を図るものとする。

(2) 再被害防止措置実施警察署長

再被害防止措置実施警察署長は、総合的な体制を確立するとともに、再被害防止措置を実施する上で関係を有する警察署長と連携を図り、２に定める措置事項の実施に当たるものとする。

(3) 再被害防止担当官

再被害防止担当官は、再被害防止措置実施警察署長の指揮を受け、加害者の処分状況又は動向その他関連情報の把握に努めるとともに、被害者との連絡体制の確保及び被害者宅の警戒活動など組織的な再被害防止措置の実施及び関係所属との連絡調整に当たるものとする。

(4) 本部被害者支援担当課長

本部被害者支援担当課長は、警務部広報相談課長とし、再被害防止対象者の指定、解除及び再被害防止措置の実施状況等について、本部捜査担当課長からの連絡により一元的に把握するとともに、本部捜査担当課長に対し、本要綱の運用及び被害者支援に関連する推進事項について助言、協力をするものとする。

２　措置事項

(1) 再被害防止対象者としての該当性に関する検討

犯罪を検挙した警察署長は、再被害防止対象者の指定等に伴い、再被害のおそれの有無について検討するに当たっては、加害者の取調べ、被害者

その他関係者からの事情聴取、情報収集等を積極的に行うとともに、再被害防止対象者指定検討書（別記様式第６号）に基づき、加害者の性格、加害者と被害者との関係、犯罪の態様、犯行動機等を分析し、再被害防止対象者としての該当性について判断するものとする。

(2) 関連情報の収集等

再被害防止措置実施警察署長及び本部捜査担当課長は、加害者の処分状況、加害者の釈放等に関する情報、加害者の動向その他再被害防止措置に必要な関連情報を収集するものとする。また、本部被害者支援担当課長は、刑事施設（刑務所、少年刑務所及び拘置所をいう（受刑者を収容する少年院を含む。）。以下同じ。）、地方更生保護委員会及び保護観察所から加害のおそれ等を示す情報について通報を受けた場合には、本部捜査担当課長を経由して、再被害防止措置実施警察署長に即報するものとする。

(3) 再被害防止対象者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、再被害防止対象者への連絡体制を確立し、その要望を把握するとともに、非常時の通報要領、自主警戒等について防犯指導を行い、必要に応じ、所要の警戒措置を講ずるものとする。また、再被害防止対象者から加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報について教示を求められた場合又は再被害防止のために必要な場合には、本部捜査担当課と検討の上、別に定めるところにより、関連情報を教示するものとする。

(4) 加害者に対する措置

再被害防止措置実施警察署長は、加害者の処分状況や動向の把握を行い、必要に応じ、指導警告等の措置を実施するものとする。また、刑罰法令に触れる行為を認知した場合には、厳正に対処するものとする。

(5) 本部被害者支援担当課長等に対する通報

再被害防止措置実施警察署長は、本部長から再被害防止対象者の指定が通知された場合には、再被害防止対象者指定通報票（別記様式第７号。以下「指定通報票」という。）を本部捜査担当課長を経由して、同課長が所属する部の庶務担当課長（生活安全部にあっては生活安全企画課長を、刑事部にあっては刑事総務課長を、交通部にあっては交通企画課長を、警備部にあっては公安課長をいう。以下同じ。）及び本部被害者支援担当課長（以下これらを総称して「本部被害者支援関係課長」という。）に送付するものとする。また、再被害防止措置実施警察署長は、加害者に関する把

握状況や再被害防止の措置状況などについて関係書類に記録するとともに、随時、本部捜査担当課長を経由して、本部被害者支援関係課長に通報するものとする。

なお、再被害防止措置実施警察署長は、指定通報票の写しを保管するものとする。

本部捜査担当課長は、指定期間の延長又は指定の解除がなされた場合には、同課長が所属する部の庶務担当課長に通報するものとする。

第６　関連情報の秘密の厳守

加害者の釈放等に関する情報その他の関連情報については、適正に管理し、その秘密を厳守するものとする。

第７　関係警察署との連携

再被害防止措置実施警察署長は、再被害を防止する上で関係を有する警察署長に協力を依頼するものとし、協力依頼を受けた当該警察署長は、誠実にこれに当たるものとする。また、再被害を防止する上で関係を有する警察署が他の都道府県警察に属する場合は、本部捜査担当課長を経由して、協力を依頼するものとする。

第８　刑事施設等との連携

再被害防止措置の実施に当たっては、別に定めるところにより検察庁、刑事施設、地方更生保護委員会及び保護観察所と連携を図るものとする。

第９　報告

再被害防止対象者の指定状況等の報告については、本要綱に定めるもののほか、別に定めることとする。

第10　本要綱の準用

被害者等以外の関係者（捜査を行うに当たり関係を有することとなる全ての者をいう。）について、被疑者の逆恨み等により加害行為の対象となるおそれがあり、再被害防止措置を実施する必要がある場合には、本要綱を準用するものとする。